

## 四国医療専門学校 遠隔授業等のガイドライン【第6版】

### 1. 背景及び目的

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の推進及び感染リスクを低減し、専任教員・兼任教員(非常勤講師)(以下「教員」という。)及び学生の健康と安全に配慮するとともに、学生の学習機会の確保及び教育活動を継続するため、対面方式によらない授業(以下「遠隔授業」という。)を導入することとし、その実施方法等について定めることを目的とする。

### 2. 本校における遠隔授業の要件

#### (1)遠隔授業の形態

- ①【学内型】：教員は、学内で授業(資料や課題の作成も含む。以下同じ)を行い、学生も学内の別室で受講する形態。
- ②【学内・自宅型】：教員は、学内で行き、学生は自宅等で受講する形態。
- ③【自宅・学内型】：教員は、自宅等で授業を行い、学生は学内で受講する形態。
- ④【自宅型】：教員は、自宅で授業を行い、学生も自宅等で受講する形態。

#### (2)遠隔授業の種類等

本校における遠隔授業は、以下の3種類とする。

表 1 遠隔授業の種類

種 類		具体的な方法
オンデマンド型授業 (必ずしも規定時間に 授業を行う必要はない が、原則として規定日 時まで、教材提供や 課題提出を行うこと。)	課題を送付する。 (いわゆるテキスト授業)	印刷物を郵送する。 (解答は、郵送で返却される。)
		メールで送付する。 ダウンロードする。 (解答は、メールや web を利用する。)
	録画授業や映像又は、音声を 提供する。 (いわゆる映像授業)	ダウンロードする。 (解答は、メールや web を利用する。)
		USB、CD、DVDなどを郵送する。 (解答は郵送で返却される。)
同時双方向型授業 (リアルタイム型)	いわゆるライブ授業	ライブ授業、チャット授業
ハイブリット型授業	オンデマンド型と同時双方向型 を融合させた授業	

\*1 科目に1つの方式しか採用できないわけではなく、授業内容に応じて複数の方式を組み合わせることも可能である。

### 3. 各種遠隔授業の留意点

考えられる留意点は、以下の通りです。

表2 遠隔授業の留意点

種類	留意点
<b>オンデマンド授業</b> <b>(実施要件)</b> 1. 事前ガイダンス 2. 授業終了後の指導 3. 学生の意見交換の場の設定	①教員より、1 授業に相当する単位でコンテンツを作成してください。 ②単に教科書・課題を読ませるなどの形式は授業に含まれず、当該授業の目的、必要な視点、観点を示している必要があります。 ③1 コンテンツにおける授業が終了したのち、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導、学生の意見の交換の機会を速やかに行ってください。 ④コンテンツの送付・配信、設問への解答・添削指導、質疑応答、学生の意見交換の機会にあたっては、google アカウント、掲示板、メール、紙媒体を活用などの方法があります。 ⑤インターネットを介する場合は、学生の web 環境に配慮し、教育の機会を確保するために代替の方法にもご配慮ください。 ⑥教材は、すべて保存し、学生とのやり取りについても可能な限り記録を残してください。
<b>同時双方向型授業</b> <b>(実施要件)</b> 1. 同時性の担保 2. 双方性の確保 出欠の確認 質問の機会の確保と回答 3. 学習効果の確認	①教員より、1 授業に相当する単位で教育サービスを提供してください。 ②インターネットを介する場合は、学生の web 環境に配慮し、教育の機会を確保してください。 ③授業内に、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導、学生の意見の交換の機会を必ず行ってください。 ④サービスには、Zoom <sup>®</sup> や Line <sup>®</sup> を利用した授業があります。 ⑤実施場所について、教員は自宅であっても、学校であっても構いません。 ⑥実施にあたり、参加学生の参加確認や、学生とのやり取りなどの記録を残してください。例：音声の録音、画面の写しなど。
<b>ハイブリット型授業</b>	上記参照

## 4. 遠隔授業の記録

### 4-1. 学生の参加

遠隔授業における学生の参加状況について、出席簿を活用し、確実にその記録を残してください。授業は、表 2「遠隔授業の留意点」を参考にしてください。

※ 遠隔授業には、**②** と記し、青色マーカで区別します。

科目 解剖学Ⅰ (木曜3限) 担当教員 四国太郎

授業回数		1	2 <b>②</b>	3	4
月 日		5月6日	5月20日	5月27日	
学籍番号	氏名	教員	四国太郎	四国太郎	四国太郎
	20A001	宇多津 太郎			
20A002	香川 花子				

図 1 出席簿の例

### 4-2. 教務日誌への記録

学校としてどの科目が遠隔授業で実施されているか、個々の授業の実施状況について把握しておく必要があります。必ず遠隔授業を行っている科目は、「遠隔授業」と記録しておいてください。 ※香川県・四国厚生局等の指導調査にて、閲覧しますので必須です。

### 4-3. 教員の実績

今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の終息の見通しが立たない中、個々の教員が遠隔授業を実施する場合には、遠隔授業に係る詳細な授業計画(以下「シラバス」という。)を定めることが必要です。 ※香川県・四国厚生局等の指導調査にて、閲覧しますので必須です。

教員は、遠隔授業における個々の教員活動をシラバスに併記し、遠隔授業の記録に努め、授業で使用したコンテンツ、添削資料などは、可能な限り記録(紙資料であればPDF化)に残してください。兼任教員(非常勤講師)については、専任教員がサポートしてください。

病理学概論 I

図2 遠隔授業によるシラバスの例

1 科目区分	2 履修学年	3 履修時期	4 単 位	5 時 間	6 必 選 別	7 担当教員
専門基礎	2 学年	前期	1	30	必須	〇〇 〇〇
8 授業の概要 病理学とは病気の原因とメカニズムを明らかにすることを目的とする学問と定義されています。本授業ではテキストに従い、病因、循環障害、退行性病変、進行性病変、炎症、腫瘍・免疫異常・アレルギー、先天性異常について学習します。						
9 到達目標 【一般目標】 病因、循環障害、退行性病変について学習し、様々な疾患を学習する上での礎を養う。 【行動目標】 ①知識 病因、循環障害、退行性病変について説明できる。 ②技能 当該授業に関するメモやノート、資料をまとめ提出することができる。 ③態度 体調管理に留意し、全ての授業に参加できる。 教員や級友らとコミュニケーションをとり、互いに尊敬しあい成長する態度を身につける。						
10 授 業 計 画		授業計画			遠隔授業の記録・変更箇所・特記事項	
第 1 回	オリエンテーション(授業の進め方)、病理学とはどのような学問か			4/8 対面授業実施		
第 2 回	疾病についての基本的な考え方、疾病の概念、疾病の分類、疾病の症候と経過			4/9 対面授業を実施		
第 3 回	疾病の一般、内因			5/10~5/14 授業映像「第 3 回疾病の一般」を配信し、web に課題を課し、web を利用し回答させた。		
第 4 回	内分泌疾患			5/10~5/14 授業映像「第 4 回 内分泌異常による疾患」を配信し、web にて課題を課し、web を利用し回答させた。		
第 5 回	免疫			登校禁止に伴い、5/10~5/14 映像配信。課題を課した。		
第 15 回	まとめ					
11 学習方法		講義			遠隔授業の記録・変更箇所・特記事項 オンデマンド授業を併用した。	
12 評価方法		①知識 筆記試験 ②技能 課題を提出することで評価を有効とする。 ③態度 無断欠席等について減点することがある。			遠隔授業の記録・変更箇所・特記事項 試験問題を郵送し、その解答を添削し、成績評価を行った。	
13 教科書		「病理学概論」医歯薬出版			参考書 毎回参考資料を配布する。	
14 学生への要望 病理学は、他の学問(解剖学、生理学、物理学、化学、微生物学、免疫学、遺伝学、分子細胞生物学、衛生学など)と密接に関わる学問である。多岐に渡る知識を広く、楽しく学んでほしい。 本校の学習支援サイト e-459 を用いた病理学の自学自習を推奨する。						

## 5. 授業計画の通知

学生が、安心して授業等を受けるにあたり、担任教員は、学生に対し、タイムリーで適切な周知を行う必要があります。また、遠隔授業を導入する場合は、事前ガイダンスをしっかりと行い、迅速かつ十分な情報提供に務めてください。

各学科、教員の調整とともに、学生に対してできるだけ丁寧にシラバスを示してください。  
※香川県・四国厚生局等の指導調査にて、閲覧しますので必須です。

### 【参照 事例】

#### 2021(令和3)年5月の授業計画(シラバス)(\*\*.\*\* 配信)

〇〇学科〇年 学生各位

2021(令和3)年5月の遠隔授業による授業計画(シラバス)を案内します。

科目	担当	詳細
病理学概論 I II	〇〇	シラバス 1~4 回分の授業を web 配信します。 URL は、メールで配信します。 授業に対する課題も指定の web で課します。 URL は、個別にメール配信します。 問い合わせ先: T. ABCDEF@459.ac.jp(教員メールアドレス)
解剖学 I	〇〇	第 2、3 回目の授業に相当する資料を送付します。 課題は、年 月 日までに同封する封筒で返信してください。
はりきゅう理論 I	〇〇	対面授業を行います。

※ 変更箇所は、斜体・ゴシックで記載してください。

#### 週間予定表

区分	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜
2 限	遠隔授業	遠隔授業	遠隔授業	遠隔授業	遠隔授業
3 限	はき理論 (〇〇)	はき理論 (〇〇)	はき理論 (〇〇)	はき理論 (〇〇)	医療概論 (〇〇)
4 限	はき理論 (〇〇)	解剖学 II (〇〇)	解剖学 II (〇〇)	解剖学 II (〇〇)	

※ 登校時間は、12:30~40、下校時間は、16:20~30 とし、三密を避けて登下校してください。

※ 必ず、検温、手指消毒、マスク着用を引き続きお願いします。

## 6. 実施上の留意事項

- (1)メールアドレスの間違い等による外部への情報流出防止。
- (2)学生のプライバシー保護(例:意図しない形で、学生同士の個人情報や連絡先が共有されないための配慮など)。
- (3)学生の通信環境等への配慮(ハード面、ソフト面、通信量等)。

以上

【参 考： 文部科学省・厚生労働省・内閣府からの周知・通知文書】

- ・「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」(令和2年2月28日付け文部科学省・厚生労働省事務連絡)
- ・「令和2年度における専門学校等の授業の開始等について」(令和2年3月24日付け元文科教第1014号文部科学省総合教育政策局長通知) 【3. 遠隔授業の活用について】
- ・「専門学校等における遠隔授業の実施に当たっての生徒の通信環境への配慮等について」(令和2年4月6日付け2文科教第35号文部科学省総合教育政策局長通知)
- ・「専門学校等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施に際して留意いただきたい事項等について」(令和2年4月17日付け2文科教第94号文部科学省総合教育政策局長周知)
- ・「専修学校等に係る学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A等の送付について(4月21日時点)」(令和2年4月21日付け文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡) その1
- ・「専修学校等における遠隔授業等の実施に係る留意点及び実習等の授業の弾力的な取扱い等について」(令和2年5月1日付け文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡周知)
- ・「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた専門学校等における教育活動の実施に際しての留意事項等について」(令和2年5月15日付け文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡周知)
- ・「専修学校等に係る学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A等の送付について(5月25日時点)」(令和2年5月25日付け文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡) その2
- ・事例集「新型コロナウイルス感染諸対策に係る専修学校の遠隔授業の取組み事例集」(令和2年5月29日文部科学省総合教育政策局更新)
- ・実践映像「専修学校の遠隔授業オンラインセミナー」(令和2年5月29日文部科学省総合教育政策局公開)
- ・「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」(令和2年6月1日付け文部科学省・厚生労働省事務連絡)
- ・「専修学校における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」(令和2年6月5日付け文部科学省総合教育政策局長通知の別添)
- ・「専修学校等における本年度及び次年度の各授業科目の実施方法に係る留意点について」(令和2年7月28日付け文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡)

- ・「専門学校等における本年度後期等の授業の実施と新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について」(令和2年9月15日付け2教生推第30号文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課長周知)  
「別紙：専門学校等における本年度後期等の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と生徒の学修機会の確保の両立のための留意事項について」
- ・「専修学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底と生徒の学修機会の確保について」(令和3年1月5日付け2文科教第756号文部科学省総合教育政策局長周知)
- ・「新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた専門学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」(令和3年1月8日付け2文科教第770号文部科学省総合教育政策局長周知)
- ・「令和3年度の専門学校等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について」(令和3年3月4日付け2文科教第1010号文部科学省総合教育政策局長周知)
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について」(令和3年4月2日付け文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課周知)
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び専門学校等における同感染症への対応に関する留意事項等について」(令和3年5月7日付け文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課周知)
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について」(令和3年5月14日付け文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡周知)
- ・「専修学校における遠隔授業の取扱いについて」(令和3年6月9日付け文部科学省総合教育政策局長周知)
- ・「専修学校等に係る学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A等の送付について(令和3年6月9日時点)」(令和3年6月9日付け文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡)

### その3 問24

【参照：大学・高等専門学校宛て】

- ・「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A等の送付について」(令和3年5月14日時点)」(令和3年5月14日付け文部科学省 高等教育局 大学振興課事務連絡周知) **その3 問29**

◎文部科学省 **新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について：**

**専門学校関係 通知・周知文章 参照**

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00017.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00017.html)